平成２２年（フ）第９５号
長野県諏訪市湖岸通り４丁目10番20号
破産者　中山タクシー株式会社
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３６５号
静岡県沼津市上香貫槇島町1279番地の２
破産者　有限会社マルワ松原水産
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
静岡県田方郡函南町間宮63―１　大隅コーポ206号室、商業登記簿上の本店静岡県三島市東大場２丁目４番８号
破産者　株式会社匠
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
静岡県三島市富士ビレッジ32番21号、商業登記簿上の本店所在地静岡県三島市谷田1443番地の４
破産者　有限会社くさび企画
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
熊本県山鹿市山鹿1702番地の１
破産者　合資会社おおばやし酒店
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５２号
秋田県鹿角市花輪字赤川端24番地４
破産者　佐藤　明男
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第６１３号
さいたま市北区別所町89番地５　リヴェールマンション401
破産者　井戸川俊行
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９３号
埼玉県北本市石戸宿４丁目34番地25
破産者　上野　良夫
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８８０号
札幌市北区新琴似７条13丁目３番27号
破産者　廣瀬　　進
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０９７号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目10番14号　マル厚中央コーポ103
破産者　久田　雄一
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５４号
札幌市東区北38条東１丁目１番15号　マイルーム38―307号
破産者　吉川　雅行
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５５号
札幌市東区北38条東１丁目１番15号　マイルーム38―307号
破産者　吉川三枝子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６３５号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番１―706号
破産者　林田　義子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８６８号
札幌市南区真駒内本町３丁目１番10―905号
破産者　原　　邦博
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７７号
北海道千歳市若草４丁目13番地の２
破産者　千代川義男
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３３８号
札幌市白石区北郷４条12丁目３番16号　丸成ハイツ201号
破産者　堂田　　力
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４９号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―215号
破産者　熊谷　利紗
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７１８号
宮城県亘理郡亘理町字江下181番地　６―６、従前の住所宮城県亘理郡亘理町吉田字通橋13番地127
破産者　鈴木　幸一
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２０号
宮城県名取市植松４丁目18番２号　メゾン桔梗101号
破産者　両國　麻子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係